

令和2年度第2回公共事業評価専門委員会

日 時 令和2年11月16日（月）

9：30～12：00

会 場 秋田地方総合庁舎6階 605会議室

1. 開 会

2. 建設部建設技監あいさつ

3. 審 議

（1）第2回委員会への諮問事項について

（2）農林水産部所管事業（継続：10件、終了：7件）

- ・所管課の説明（農地整備課、水産漁港課）
- ・質疑、意見交換

（3）建設部所管事業（継続：9件）

- ・所管課の説明（都市計画課、道路課、河川砂防課）
- ・質疑、意見交換

（4）事務局からの報告・提案事項

4. その他

5. 閉 会

司会

それでは、若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから令和２年度第２回秋田県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

初めに、開会に当たりまして建設部小野建設技監よりご挨拶申し上げます。

小野（建設部建設技監）

おはようございます。建設技監を務めております小野と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、本年度第２回目となります公共事業評価専門委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ数日は、コロナの感染拡大ということでしばらく続いているわけですが、そんな中、先週、国では第三次補正予算の編成ということが決まりまして、その中で、防災・減災、国土強靱化の推進というものが柱の一つとされたところでございます。県の公共事業の方にも、その予算が配分されることを想定し、今準備を進めているところでございます。

防災・減災に関して最近の動きといいますと、河川災害において、流域全体であらゆる関係者が取り組んでいくという、流域治水への転換ということが方針として打ち出されているところでありまして、本県におきましても、一級水系３河川ございますけれども、その流域について、流域治水協議会というものを国と県が共同の事務局となって立ち上げたところです。今後その中で様々な施策が検討、協議されるという予定になっております。

コロナ禍において、今後、公共事業がどのような環境になっていくのかというところが少し懸念されるところもありますが、我々が行っております公共工事、例えば農林水産部の事業ですと、基幹産業であります農業の担い手の確保や、労働力の流出防止というような観点で大切なことでありますし、建設部の行っておりますインフラ整備は、県民の安全・安心の確保であるとか、経済の活性化に向けての基礎的な部分という役割もございします。

それゆえに、いかに迅速に効果を発現するか、いかに効率的に効果を実現するかという視点をもって、常々意識しながらです事業を進めていくということが、大事な視点ではないかと思っているところでございます。

本日は、事業の継続箇所並びに終了した箇所の審査となっておりますが、委員の皆様の様々な視点で、忌憚ない意見をお聞きしながら、今後の事業の効果的な推進に役立ててい

きたいと思っておりますので、どうか活発なご審議をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

本日の委員会でございますが、一色委員と込山委員が欠席でございます。また、先ほど、齊藤委員から連絡がありまして、急遽欠席ということですので、ご報告いたします。

それでは、ここからの進行は、徳重委員長にお願いいたします。

徳重委員長

おはようございます。第2回の委員会ということで、本日も活発な審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

ただいまから令和2年度第2回公共事業評価専門委員会を開催します。

開催に当たりまして、委員総数10名中7名が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定数足を満たしていることをご報告いたします。

本日の委員会は12時の終了をめどに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、早速、次第に従い、議事を進めます。

まず初めに、本日の第2回委員会へ諮問があった事項について、事務局の説明を求めます。

事務局（畠山）

事務局を務めております建設政策課の畠山と申します。私の方から本日の諮問内容についてご説明をさせていただきます。

今回の第2回委員会の開催に当たりまして、お配りしておりますファイルの最初のページに綴じております「審議箇所総括表」をご覧くださいと思います。この総括表にございます継続箇所評価19件、終了箇所評価7件、計26件について、11月4日付けで知事から当委員会に調査審議するよう諮問がなされております。

また、本日配付しております「公共事業評価専門委員会の概要」というのが皆様のお手元にあるかと思います。こちらの方の概要2ページからに記載しておりますけれども、今回審議対象となる「継続評価」につきましては、実施中の公共事業の継続、また、中止等

の判断材料とするために委員の皆様幅広く意見をいただくことを目的としております。

評価対象は、国庫補助事業については農林水産省の所管事業が着手または継続評価後6年目のもの、国土交通省所管事業が同じく5年目のものとなります。また、県の単独事業については、5年目、また、総事業費が5億円以上のものが対象となっております。

「継続評価」の今回の諮問の案件が計19件ございまして、うち農林水産部が10件、建設部が9件となっております。

なお、ファイルトップページの「審議箇所総括表」の裏のページに「点数確認一覧表」というのがございます。この点数確認といいますのは、新規評価後、あるいは前回の評価を実施した後3年、5年の間の真ん中の3年を経過した事業につきまして、事業の担当課が自分自身で評価基準点の再確認を行って、事業の評価内容に大きな変更がないかというものについて確認するものです。前回の評価時から点数の大きな増減があった場合においては、今回、審議の対象とすることにしておりますけれども、今回の点数確認の結果については、一部5点以上の増減がある箇所もありますが、これは評価項目や点数配分の評価基準の見直しによるものでございまして、現在行っている事業の内容を大幅に変更したものではありませんので、今回は審議の対象とはしておりません。

次に、「終了評価」でございしますが、県が実施しました公共事業の有効性などの観点から、適切な維持管理、また、利活用の検討を行って、同じような事業の計画立案・調査等に反映するために、委員の皆様から意見をいただくことを目的としております。

評価対象は、総事業費10億円以上のものでございます。事業終了から2年を経過した日が今年度に当たるものを対象としております。

今回の諮問案件は、農林水産部所管事業が7件となっております。

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、事業の実施等に可能な限り反映してまいりたいと考えております。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

徳重委員長

それでは、今回諮問のありました26件の事業について、調査審議を行います。

農林水産部の所管事業と建設部所管事業に分けて意見等を伺いたいと思います。

あらかじめ各委員に資料が送付されておりますので、時間の都合上、県からは箇所を抽出して説明をお願いしますが、継続箇所と終了箇所は各課ごとにまとめて説明をお願いします。

それでは初めに、農林水産部所管の17件について審議を行います。

評価対象箇所が多いので、農地整備課の所管事業から継続箇所・終了箇所それぞれ1箇所ずつ、水産漁港課の終了箇所1箇所の説明をお願いします。

舩谷（農地整備課長）

農地整備課の舩谷です。よろしくお願いいたします。

私から、農地整備課所管の継続評価及び終了評価についてご説明いたします。

説明の前に、大変申し訳ないのですが、資料の訂正を3つほどお願いしたいと思います。1つ目ですが、点数確認の「農－継－16」の1ページ目、評価基準の一番上の「必要性」の評価点を「0点」にしていますが、この事業は受益者からのニーズが高いということで、「5点」に訂正をお願いいたします。「合計」もそれに伴い、評価点が「91点」から「96点」になります。

2つ目ですが、終了評価の「農－終－02」の3ページ目なのですが、B/Cに関する説明資料で、総費用の数値を間違っておりまして、「2, 130, 586千円」を「2, 004, 799千円」に修正願います。その下の「当該事業による費用」の値は、「1, 194, 401千円」を「1, 068, 614千円」に修正願います。それに伴いまして、最後の「総費用総便益比」の数値は、「1.03」ではなく、「1.10」になります。

3つ目ですが、終了評価の「農－終－03」の5ページ目のA4横版のカラーの資料で、中ほどの「担い手への農地集積の取組」の下のピンクで囲った部分で、「個人担い手11人」「45.1ha」を「46.7ha」に修正願います。それに伴い、集積率も「72.3%」から「74.7%」に修正してください。

以上、大変申し訳ございませんでした。

それでは、初めに、継続評価についてご説明いたします。

お手元の資料、A3の継続評価箇所一覧をご覧ください。農地整備課所管の継続評価の10地区全てが経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業でございます。

ほ場整備事業を簡単にご説明しますと、現況の農地の区画が不整形とか、10a以下のものを1haを標準として、地形条件に合わせて区画を整理するとともに、用排水路や農道を整備することで農作業の効率化を図り、担い手による大規模な経営を可能にすることを目的としております。

また、整備した水田の地中に暗渠排水を整備して、農地の水はけを良くし、米以外の野菜の作付けを水田でも可能にすることで、農業経営の複合化を進め、効率的で収益性の高

い農業の実現を図ることも目的としているところでございます。

ほ場整備事業は、担い手の育成、あるいは担い手への農地集積・集約の面においても大きな成果を上げております。現在、県では、ほ場整備事業と併せて農地中間管理機構、農地バンクの事業を用いまして、農地を集積・集約しております。また、1億円以上の野菜の団地を作ろうという園芸メガ団地を初めとした園芸振興施策と一体となって、三位一体で進めておりまして、「あきた型ほ場整備」と呼ばせてもらっているのですが、それを県の重点施策として推進しているところでございます。

ほ場整備の実績ですが、令和元年度末時点で、全県に水田面積約13万haほどございますけれども、その7割弱に当たる9万haほどを整備してまいりました。我々は、いわゆる3反歩以上の区画に整備したものを整備済みと呼んでいるのですが、まだまだ未整備の水田が残っている中、ほ場整備の新規採択要望が大変増加しておりまして、平成30年度にスタートしました県の第3期プランから、年間のは場整備の目標面積をそれまでの500haから800haに拡大しまして、地元の要望に応えていけるように重点的に推進しているところでございます。

個別の地区の説明につきましては、継続評価の中で最も事業費が大きい男鹿市の五里合地区についてご説明したいと思います。

インデックスの「農―継―04」をお開きください。

「事業期間」、「総事業費」、「事業規模」は、ここに記載のとおりでございます。

「事業の立案に至る背景」ですが、これは、どこの地区もそうですけれども、農業者の高齢化による後継者不足で、農業を取り巻く環境が大変厳しくなっています。また、秋田県は、どうしても米偏重型の農業構造でございますので、売れる米づくりを目指しながら、先ほど申しましたとおり、野菜等の収益性の高い複合経営の取組を進めまして、地域農業の新たな展開に向けて、その基盤となるほ場整備を進めたいということで、必要性、機運が高まったものでございます。

「事業目的」は、記載のとおりでございますが、米を主体としつつも、当地区においては、ねぎなどの収益性の高い作物を導入して、複合経営を確立することとしております。

「事業費内訳、事業内容」ですが、事業費が64億600万円ございまして、前回の評価時点から比較すると、15億9,600万円、約16億円の増となっております。増額の主な理由は、記載のとおり、軟弱地盤の対策に伴う基盤土の搬入量の増ということです。どういうことかと申しますと、この男鹿市五里合地区の農地は、泥炭層という軟弱な

土質が大部分を占めており、当初からその対策として基盤土を搬入する計画にしておりましたが、実施に当たって詳細に田んぼの地耐力を精査したところ、当初予定していた、通常のは場整備で用いられる基盤の高いところと低いところの切り盛り後に整地していくという工法では、全体的にとっても軟弱になってしまうということがわかり、その強固な基盤を保ちながら、その上に盛り土する工法に変更したことが大きなポイントでございます。これに伴い、搬入する土量が当初20万m³を計画していたものが、30万m³の大幅な増となりまして、それに伴って、事業費がこのとおり大幅に増になったというものでございます。

「事業の進捗状況」につきましては、1haへの区画整理は既に工事が終わっておりまして、暗渠排水工事を令和3年度までに終了して、令和4年度にいわゆる換地処分を行って、完了する予定でございます。

「事業推進上の課題」ですが、当地区は、ねぎの園芸メガ団地を造成しており、概ね順調に推移していますけれども、法人を中心とした複合経営を更に積極的に推進していったほしいと考えているところでございます。

「関連する計画等」については、記載のとおりでございます。

「情勢の変化及び長期継続の理由」も、先ほどから申しているところであり、記載のとおりでございます。

「事業効率把握の手法及び効果」について、は場整備の地区全てで、指標を担い手等への農地集積率ということにしておりますが、この地区は、令和元年度時点で目標を達成しておりまして、達成率101.6%になっているところでございます。

2ページ目をご覧ください。

前回の評価は、平成26年度の新規採択時点の新規箇所評価でございましたけれども、特に指摘事項はございませんでした。

続いて、「所管課の自己評価」につきまして、「必要性」、「緊急性」につきましては、先ほどから申しているとおりでございまして、早期の事業実施、完了が求められているところでございます。「有効性」につきましても、3つの農業法人に地区の農地の99%が集積されておりまして、ねぎの園芸メガ団地も整備されており、事業効果は発揮されていると理解しているところでございます。

6ページの資料をご覧ください。

本地区の状況ですが、3つの法人に農地の集積も進んでおり、下にも書いている3つの法

人のうち、「いりあいファーム滝の頭」と「おがフロンティアファーム」において、ねぎを主品目とした園芸メガ団地に取り組んでおりまして、特に業務加工用ねぎの産地化を目指しております。

また、この地域には、寒風山にあります滝の頭湧水から水を引いている農地がございまして、その滝の頭のきれいな水を利用しているという付加価値をつけて、ブランド化に取り組んでいくことにしており、米でも収益のアップを期待しているといったところでございます。

２ページ目に戻っていただきまして、中ほどの「効率性」ですが、費用便益比は1.19となっており、コスト縮減も図りながら進めているところでございます。

「熟度」は、関係農家からの合意も得られていますし、男鹿市、JA等の関係団体とも十分に調整しながら、順調に進めているところでございます。

以上により、本地区の自己評価点の合計は94点で、判定ランク「I」とさせていただいております。

「総合評価」としましては、妥当であると考えているところでございます。

五里合地区につきましては以上でございます。

続いて、終了箇所評価の説明をいたします。

お手元の箇所評価インデックスの「農一終一06」、平根地区をご覧ください。

「事業の概要」のうち、「事業期間」、「総事業費」、「事業規模」については、記載のとおりでございます。

「事業費内訳内容及び要因変化」ですが、最終事業費が前回評価時点より1億400万円ほどの増額となっております。これにつきましては、水田の水はけを良くするため、田んぼの長辺方向に平行に暗渠排水を整備する際に、秋田県の田んぼの土壌は、やはり粘性土、グライ土が多くございますので、その本暗渠に直交する形で、4cmほどの溝にモミ殻だけを敷いたモミ殻補助暗渠を2m50cm間隔で整備しているところでございまして、それによって排水性が格段にアップするということで、大豆ですとか豆類、野菜類の排水不良も相当改善できるということがわかっておりましたので、それを追加したお金が増になった要因でございます。

「コスト・効果対比較」につきましては、B/Cが1.38となっていて、問題がないところでございます。

「目標達成率」については、この平根地区の場合は、1つの法人へ全ての農地を集積し

ておりますので、実績 100%で、達成されているところでございます。

「自然環境の変化」については、記載のとおり、濁水防止対策に取り組んで自然環境が維持されておりますし、「社会経済情勢の変化」についてですが、米政策の見直しなどを受け、先ほど申しました第3期プランにおける重点戦略の一つとして、進めているという内容でございます。

次に、「事業終了後の問題点及び管理・利用状況」ですが、1つの法人で全ての農地を集積されているということで、適切に管理されて、効率的な営農が展開されているという内容でございます。

資料の2ページをお開きください。

「住民満足度等の状況」ですが、受益者（農家）と非農家を対象に本年7月にアンケート調査を実施しておりまして、6ページにアンケート調査結果を記載しておりますので、それをご覧いただきますと、受益者からの回答では、「1. 農地の集約化」は91%が好意的評価ですし、「2. 農作業効率」も「良くなった」「やや良くなった」を合わせて9割以上となっております。7ページ目の「8. ほ場整備の満足度」についても、「満足」「ほぼ満足」で83%という結果になっております。非農家の方の回答からでも、8ページの「6. ほ場整備の評価」にございますとおり、「実施して良かった」というのが8割近くに及んでいるという結果になっております。このようなアンケート調査の結果から、住民満足度は得られているものと考えております。

もう一度、2ページ目をお開きください。

「上位計画での位置付け」は、第3期プランにも位置付けているところでございまして、「前回評価結果等」も、指摘事項はございませんでした。

「所管課の自己評価」ですが、「有効性」の「①住民満足度の状況」につきましては、先ほど申しましたとおり、アンケート調査で満足度が高いと判断されますので、「A」評価としているところでございます。「②事業の効果」につきましても、1つの法人で100%集積しているということで「A」評価にしております。

資料の5ページをご覧ください。

この法人は、ほ場整備事業を契機に設立されましたけれど、営農につきましては、この地域におきましても園芸メガ団地を造成しておりまして、この地域のブランドであります「鳥海リンドウ」、小菊、アスパラガス等の高収益作物の複合経営を進めている状況でございます。

法人では、新規の若者の採用ですとか、地域内外からの雇用の創出についても相当頑張っておりますので、地元の活性化につながっていると考えております。そういうこともございまして、令和元年度の農業・農村整備優良地区コンクールで、この地区は農林水産大臣賞を受賞しているところでございます。

もう一度すみませんが、2 ページ目ですが、「効率性」につきましては、B / C が 1 . 3 8 ということで「A」評価としております。

「総合評価」につきましても、これまで説明しましたことを踏まえまして、総合評価「A」にしているところでございます。

最後に、「評価結果の同種事業への反映状況等」につきましては、このほ場整備事業を契機に設立された法人が、農業の体質強化を図っていくことが地域農業の発展につながるというふうに認識しておりますので、引き続きこのあきた型ほ場整備事業を推進して、高収益作物の導入による複合型経営の取組を促進してまいりたいと考えているところでございます。

早足で申し訳ございませんが、以上、農地整備課所管の継続地区及び終了地区についてご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤（水産漁港課長）

水産漁港課の工藤でございます。

引き続きまして、私から水産漁港課所管の終了箇所について説明をさせていただきたいと思います。

インデックスの「農－終－07」をお開き願います。

水産物供給基盤整備事業の畠地区でございます。

「事業の概要」の「事業の背景及び目的」についてでございますけれども、本地区につきましては、男鹿半島の北西端、入道崎の北側に位置しており、本港と西黒沢分港で構成され、近海一帯は好漁場で、本港を拠点とする定置網漁業は地域の基幹産業となっており、県中央圏域における生産拠点漁港として、重要な役割を担っております。

今回の整備につきましては、荒天時における漁港内の波を穏やかにするための防波堤整備や、漁港内の用地に保管されている漁具等を守るための護岸整備及び、漁船を安全に係留するための物揚げ場の整備を行っております。

事業の期間でございますが、平成14年から平成30年までの17カ年で事業費は11億2,156万円、防波堤151メートル、護岸158メートル、物揚げ場20メートル

を整備したものでございます。

「事業費内訳内容及び要因変化」でございますけれども、工種の規模縮小や廃止につきましては、秋田県漁業協同組合等の関係者との協議により、平成14年の当初計画策定時からの漁業情勢の変化や、海洋環境の変化を考慮するとともに、費用対効果の観点から、経済的かつ効率的な整備とするため、防波堤等の規模縮小や代替施設の検討及び、増殖場の他計画への移行等の見直しを行っております。こうした変化に伴い、最終事業費が11億2,156万円となっております。

また、事業期間延長につきましては、本港防波堤の一部について、航路等への影響が懸念されたため、消波ブロック未設置の断面として波浪状況を確認しておりましたけれども、平成24年の爆弾低気圧で漁船被害が発生したため、波浪状況の確認と今後の整備について漁業関係者と調整が必要となり、平成25年から平成26年の2年間、事業を休止しておりまして、平成27年から再度設計した後に消波ブロック設置工事を実施することになったため、延期となっております。

終了時の費用便益比は1.24となっております。目標達成率につきましても、目標の漁獲量524トンを達成しているという状況でございます。

「自然環境の変化」についてですが、分港沖防波堤基礎部の被覆材には、海藻の着底基質となる被覆材を採用しまして、藻場の造成等の水域環境に配慮して進めているところでございます。

「事業終了後の問題点及び管理・利用状況」についてですが、事業終了後は、機能保全計画に基づき適切な維持管理を実施しているところであり、今回の整備によって港内の波が穏やかになったことで、安全な漁業活動が行われているところでございます。

6ページにお移りいただきたいと思います。

令和2年3月から6月にかけて、漁家と非漁家を対象にアンケート調査を実施しております。6ページにアンケート結果を付けさせていただいておりますが、漁家のほとんどの方から、「港内の波が穏やかになった」「波が護岸を越えづらくなった」「水揚げが楽になった」と回答をいただいております。非漁家につきましても、ほとんどの方から、「周辺地域が良くなった」と回答をいただいていることから、一定の満足度を得られているものと考えております。

2ページにお戻りいただきまして、「所管課の自己評価」についてでございますが、「有効性」の「①住民満足度の状況」については、アンケート調査の結果、漁業者の回答

数のうち84%が「港内が静かになった」、79%が「水揚げが楽になった」、非漁業者の回答数のうち80%が「事業実施後に地域が良くなった」と評価しておりますので、満足度が高いということで、「A」評価とさせていただきます。「②事業の効果」についても、目標としている漁獲量の達成率が109.9%でございますので、評価結果は「A」評価ということにさせていただきます。

「効率性」につきましても、費用便益比1.24ということで「A」評価ということにしております。

総合的には、全て「A」評価でありますので、妥当性が高いということで、「A」評価という結果にさせていただきます。

3の「評価結果の同種事業への反映状況等」でございますが、漁港の整備効果が十分に発揮されるよう工法検討を行い、コスト削減を図るとともに、周辺環境に配慮した事業執行を推進していきたいと考えているところでございます。

水産漁港課所管の説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

徳重委員長

ありがとうございます。

ただいま、農林水産部所管3件についてご説明いただきました。説明があった箇所以外、その他の箇所も含めて審議させていただきたいと思いますが、まず、欠席されている一色委員と込山委員から質問がありますので、それを先にしたいと思います。

一色委員からは、終了評価の全体に対してなのですが、事業効果に関するアンケート調査で各終了評価の調査項目のうち、アンケート項目の5-1と5-2に関して、農業経営の継承、担い手についてのアンケート項目が終了評価にあります。アンケート内容は「農業経営の継承をどのように考えていますか」ということで、その回答が「他に任せたい」、「未定」、「後継者確保が課題」という割合が多いというふうに感じましたということです。

この整備事業を行っていく上で、数年後にこの整備事業によって「後継者の目途あり」に移行することも考えられますが、数年後、例えば5年後などに再度アンケート調査をする予定はありますかという質問なのですが、いかがでしょうか。

舛谷（農地整備課長）

結論から申し上げますと、現在、5年後に再度アンケート調査をするということは考え

ておりません。その理由は、「他に任せたい」、「未定」という個人の農家さんにつきましても、先ほど五里合地区、平根地区で説明したように、ほ場整備事業を実施しますと、その地区、もしくはその地区を含めた周辺地域の農業の担い手となります法人組織が必ず育成されますので、そのような個人の方が、もう自分は農業をやっているとなっても、その法人の方が受け皿となってその人の農地を間違いなく引き継いでいけると考えているからでして、そういう意味では、心配ないと思います。

ただ、5－2の組織の方でも、後継者が心配という結果がございます。確かに組織、法人が設立されていまして、そこに若手の継承する農家、農業者が必ずいるかという、そうでもないというのは事実でございますけれど、今、法人の体制強化ということで、県でも技術力の向上支援ですとか、経営の支援策が色々ございますので、その法人がきちっと事業を継承して若手の農家を育てていけるように、関係機関一体となって応援しているところでございます。また、先ほど説明したとおり、やはり、ほ場整備をして複合型の経営を進めますと、法人の所得も上がってきて、特に、冬期農業をやりますと、若者の通年雇用で良いケース、実績を出している法人もございますので、そういった事例を紹介しながら、後継者不足も払拭していきたいと考えているところでございます。

徳重委員長

ありがとうございます。

ちなみにですけれども、他のほ場整備事業で過去に終了したもので、今おっしゃったような総合的なサポートをされて、見事に法人が継続しているよねという事例というのはありますか。

舩谷（農地整備課長）

ほ場整備を契機に設立した法人で、経営が立ち行かなくなったものはないと思うのですが、確かに、構成員が高齢化してきてはおります。ただ、能代の方で今、ねぎのメガ団地法人が多くあるのですが、そういうところは、やはり収益が相当上がってきていますので、若手農業者も入ってきて、きちっとその法人の担い手となって育っているケースは結構ございますし、やはり若手が農業法人の構成員になる時の大きな課題は、やはり収入というか収益と、通年雇用といいますか、年間通して雇用されるというのも大きなポイントだということで、今、能代の方のねぎなどで良い実績が出てきておりますので、そういった事例を全県に広げていきたいと思っています。

徳重委員長

ありがとうございます。

もう一点、込山委員からですが、いずれの事業も重要性が高いものであると考えますということです。

農林水産部の「継－０１」から「継－１０」、これも全体についてなのですが、評価基準の「有効性」の「当初計画の具体的効果発現」のうち、「担い手の育成状況」のことですね。「担い手の育成を評価するに当たり、どのような目標を設定し、その達成度を評価しているのか、今回の書類からは読み取れませんでした。」ということでした。例えば、「継－０１」については評価点１０点となっているのですが、６ページの情報を見ると、現況、令和元年実績、計画とも、３法人のままだと。

それから、「継－０２」については、「担い手の変化が、６ページの情報を見ると、現況は戸数ですが、令和元年実績は法人と担い手数をカウントしていて、どういう目標が設定されて達成されつつあるのかが読み取れません。」とのことでした。

「継－０３」については、「６ページの情報で、法人なしから２法人となっていて、取組が進んでいて評価できることがわかります。」と。これらは、「いずれも１０点満点評価となっています。」と。

その他、「継－０４」から「継－１０」については、「掲載されている情報からは判断しにくいという状態で、この項目の配点が高いので、評価点を１０から５に落とすと、ランクが「Ⅰ」から「Ⅱ」に下がってしまうものがある。」と。例えば「継－０７」とか「継－０８」は、そうですね。ランク「Ⅱ」に下がります。

次に、ちょっと長くなりますが、「集約度（面積等）」については別途評価があるので、担い手の育成の評価は、法人の数や人数の評価からしか見ることができないのですが、もしこれ以外の他の情報があって、何らかの客観的な視点に基づく評価が行われていれば、補足説明をお願いしたい。」ということですが、すみません、ちょっと長くなりますが、要するに、担い手の育成状況で、事業によっては戸数から法人に変わっていたり、あるいは法人が増えているということであったり、なかなか評価の指標というのが今回、込山委員のご意見では、なかなか統一した評価というふうに見ることが難しかったということで、何らかのほかに客観的な指標というのはあるのでしょうかというご質問だと思うのですが、いかがでしょうか。

舩谷（農地整備課長）

評価基準の書きぶりがちょっとわかりにくくて申し訳ないのですがけれども、この「担い

手の育成状況」につきましては、その地区では場整備採択になる前に何年も話し合いを行いまして、先ほどおっしゃった法人ですとか、あるいは中には個人というところもあるのですけれども、何個経営体を育成するというのは、そこで決めてございます。例えば「農一継一〇一」の末広地区ですと、今も３つの法人があるのですけれども、その法人を核として経営体を育成していくということで、法人が３つ、個人が２つで５つの経営体でこの地区を担っていくという計画立てておりまして、その５つの経営体に対して、今この評価する時点で何経営体がきちっと設立されて育成されているかということの評価のポイントにしておりまして、ここの末広地区ですと、今現在４経営体がしっかり育成されているということで、計画の５に対して４ということで、８０％という評価にしています。ほかの地区も、「継一〇二」の上川沿地区ですと、９の経営体に対して今現在もう９が設立されているので、１００％ということで、８０％以上を１０点にしているという内容でございます。

ただ、ちょっと建設部の評価の表を見ると、この評価基準の「摘要」のところに一つ一つもう少しわかりやすく補足しているコメントがございましたので、我々の方は、そういう意味ではちょっとわかりにくいなということを今、思っていますので、次回からはもう少し見てすぐわかるような感じで修正したいと思います。

徳重委員長

すみません。お手数をおかけしますが、お願いします。

今のお話ですと、結局、その地元の方々が、実際の農家さんが、どういうふうにしたいのかということで目標を設定されて、その目標に対してどこまでできているのですかという話を評価しているというふうに理解しましたが、よろしいですね。ありがとうございます。

すみません。では、他の方々からのご質問をお願いします。どうぞ。

小山委員

今の質問とちょっと関連があると思いますが、担い手の育成の部分を見てみると、担い手さんがなかなかいないとか、そういうのがちょっと見つかったのですけれども、今、継続箇所でこうだし、終了箇所でこうだというのはあって、今現在の結果ですよ。それが、１０年後にどんな変化をしているのかというのを調査はしていないのですね。

舛谷（農地整備課長）

１０年後のそういう調査はやっていないのですけれど、やはり、法人では、そのまま継

承されていると、10年経っても継承されているというケースがもう圧倒的に大部分を占めると思っています。ただ、その経営力だとか中身の分析ということまでは特にやっていないのですけれど、あと、先ほど申しましたとおり、例えば個人経営だったり、個人の、その当時担い手だった人が、もう自分の後継者がいないということで、その法人の方にお願ひしますとって預けているというケースはございますけれども、法人の方がもう経営が立ち行かなくなったというようなケースは少ないと思っています。

小山委員

10年後がどうなっているのかで、今の政策が効果があったかどうかというのは、評価できると思うのですよね。ですから、その事後の評価、それって大切だと思うのですね。計画を立てる上で。多分、それが私ちょっと、いろんな全ての公共事業において、B/Cについて、やはり終わった時点だけではなくて、10年後、20年後、やはりちょっと何年かもつ予定だったという範囲内、全てじゃなくてよいですけど、やはりピックアップして継続的に評価をしていくということは、やはり公共事業で大切なと思うのですけれど、どうでしょうか。

舩谷（農地整備課長）

我々も、その事業が終わったからとって、その法人とか担い手の方と、全く縁が切れるわけではございませんので、やはりその5年、10年後の状況というのを何かの形で把握して、何か必要なサポート等があれば、また別の一般的なソフトのサポートもありますので、そういう形で支援していけるように、その状況はつかんでいきたいというふうに思っているところでございます。

徳重委員長

ありがとうございます。

確か、数年前の委員会で議論になった記憶がちょっと蘇ってきたのですが、なかなかその評価を評価するというのは難しくて、ただ、やったことを何らかの形で、総合的に見ると、将来、特に担い手というのは高齢者がすごく多いですから、10年後、20年後どうなっているのかというのは非常に不安なところでもあります。そういう意味では、何かの形で評価できればと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

石毛委員

すみません。私が、見付けられなかったのかもしれないのですが、点数確認一覧表とい

うところなのですが、2 ページ目に本比較表の根拠資料として、前回評価基準と今回評価基準を添付するものとする書かれていて、評価点数が変更になったということなのですが、その多くが、評価基準項目が見直しになったということで、前回と今回のものがあるのかなと思って探したのですが、ちょっと見当たらずで、それぞれの評価という理解でよいのでしょうか。

舛谷（農地整備課長）

説明不足で申し訳ないです。そのとおりでございまして、毎年、やはりその時代、時代に合わせて評価基準というものを見直しておりまして、ちょっとわかりにくいのですが、裏側が前回の、中身の真ん中の評価基準というところを見ていただきますと、今現在と相当変わってきているというところで、これの裏側が前回の評価基準で、前の1 ページ目の方が現在の評価基準というところがございます。

石毛委員

それで、ちょっと不思議に思ったのは、裏の方が新規箇所評価になっていて、その表の方は継続箇所評価になっているように見えるのですが、どうなのでしょう。

事務局

事務局の方からご説明させていただきます。新規評価の場合と継続評価の場合は、評価のシートが異なります。

石毛委員

違いますよね。

事務局

はい、ご指摘のとおりです。今おっしゃられたとおり、例えば、「農一継一11」というのは、今回が最初の点数確認による継続評価、前回は新規評価になっています。毎年いろいろ要素を踏まえてそれぞれのシートに見直しをかけております。それがちょっとわかりづらいかもしれません。継続評価についても、新しい着眼点で項目を増やしたり、配点を見直したりしています。そういう見直しをしているので、前回と評価項目を見直したことによる点数増減がある、という表記ですが、それがどこをどう変えたのか、ということが分からないかもしれません。

石毛委員

私が先ほど理解したのは、今、課長が説明してくれたような理解をしていたのですね。毎年毎年、評価項目を変えていくので、その前の評価基準と今回の評価基準をつけます

よって書いてあるのかなと思って読んだのですけれど、これは、ないということですか。

舩谷（農地整備課長）

説明不足で申し訳ないですけれど、この点数確認で新規の箇所評価の時点から3年目の評価ということで、言われたように、継続評価と継続評価の対比だったら、前の評価基準もありますけれど、これは、初めての継続評価箇所でありまして、新規箇所評価からの点数評価と、初めての継続評価ということでしたので、これは評価基準を対比するものとしては、この新規の評価基準しかないということでございます。

石毛委員

例えば、同じページにある「農－継－16」で増減理由が、評価基準項目の見直しによるというふうに書いてあるのですけれど…。

舩谷（農地整備課長）

そうですね、継続評価対継続評価ですと、先ほど申したとおり、こういう増減理由なのかもしれませんけれど、この点数評価が新規箇所評価をやってから3年目という地区でございますので、ちょっと増減理由の記載として、しっくりこないかもしれません。増減理由として、その評価基準項目が新規の箇所評価時点と変わったので、今回の点数評価が変わったというような…

石毛委員

そういうことですね。前は、新規の枠組みで計っていて、今回の評価は、その継続の評価の枠組みで計っているから違うと。

舩谷（農地整備課長）

そのとおりです。

石毛委員

点数評価の増減理由が、評価項目の見直し、と書いてあったので、先ほど課長が説明しているように、毎年毎年変えているのだなと思ったので。

舩谷（農地整備課長）

わかりにくくて、すみません。

石毛委員

わかりました。ありがとうございます。ということは、毎年毎年見直しをなさっているその評価基準の比較表みたいなものは付いていないということで、今回は前回、個別の案件が計られたその評価基準と今回の評価基準が付いているということでいいのですね。

舩谷（農地整備課長）

そのとおりでございます。新規からの３年目の評価ということでございます。

石毛委員

はい、ありがとうございます。

徳重委員長

ありがとうございます。

石毛委員

さっきちょっとご説明いただいたのですが、評価基準を見直しているというお話を教えていただいたのですが、評価基準を見直す時というのは、毎年少しずつお話があったのですが、やっぱり必要な項目である、例えばこういう評価基準を入れた方がよいとか、そういうような意見が出て変更しているということなののでしょうか。

事務局

各事業課で、国の動向ですとか、社会的な情勢の変化などで、新たな着眼点が出てきた時に、それがちゃんとこの評価基準に入っているかなどについて、そういう視点からの見直しをしております。毎年１月か２月あたりに県の総合政策課から、評価基準の見直しは必要ですかという照会があって、そこで各課で検討いただいて、この評価基準の見直しが必要であれば、県庁内で協議をして変更をする場合もあります。ただ、毎年全ての評価基準を変更しているわけではありません。必要に応じて対応しております。

石毛委員

どうもありがとうございました。

徳重委員長

ありがとうございます。この評価基準の見直しに応じて点数が増減しているというのは、我々にとってはわかりづらいところなので、次回でも結構ですので、少しちょっと補足資料をいただければと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

小山委員

「農－継－０２」の４ページの２、「年効果額の総括」のところで、「農業労働環境改善効果」という項目がありますが、これは、金額が表示されている一方、例えば、「品質向上効果」には表示されていないなど、金額が入っているところと金額が入っていないところがあるのですけれども、この違いというのは何でしょうか。アンケートとか見ると、

終了箇所の方の事業効果アンケートの「4. 担い手の作付け作物等の変化」のところで、「作物は変わらないが品質、収量が向上」が30%ぐらい（農一終一04）とか、60%（農一終一03）とかというのはちょっとあるのですけれども、「農業労働環境改善効果」はあって、「品質向上効果」のところは、こういうところは、なぜないのかなというところを説明いただければと思います。

舩谷（農地整備課長）

今の4ページの「農業労働環境改善効果」の方は、ちょっと今、調べますけれど、例えば、その下の「地籍確定効果」もある箇所とない箇所があるのですけれど、これは、いわゆるほ場整備をやる前に、国土調査で地籍が確定しているところは、ほ場整備をやっても特にそういう効果がございせんが、ほ場整備をやると、きちっと地籍を確定する作業もやりますので、その国土調査を例えばやっていないような地区では、そういうほ場整備をやることによって、地籍の確定効果があるということがあります。あと、その下の「非農用地創設効果」も、例えばその地域によっては、ほ場整備にあわせて、いわゆるライスセンターですとかを作るところもありますし、作らないところもあるということです。このように、その地区によってやる効果が見られるところと見られないところがあるという、そういう違いは出てくるので、一律に全ての地区でこの効果項目が全て記載されているというような状態ではありません。「作物生産効果」ですとか、「営農経費節減効果」ですとか「維持管理節減効果」のように、ほ場整備をやると必ず掲載するものもございせんけれど、今言ったように、その地区特有で掲載するような効果もあるというところでございます。

「農業労働環境改善効果」は、ちょっとお時間をいただければと思います。

徳重委員長

わかり次第、よろしくお願いします。

ほか、ございせんか。

相原委員

相原でございます。

私も、いただいた資料の中身をちょっと拝見して、アンケートのところですね、やっぱり、「あっ」と思ったのが、終了事業ですね。例えば、ご説明いただいた、「農一終一06」ですね。調査結果（受益者）の、7ページのところなのですから、一番下の「8. ほ場整備の満足度」ですね。「満足」と「ほぼ満足」の合計が8割を超えていて、

良いと思うのですが、「どちらともいえない」というのが12%、1割を超えていまし
てですね、おそらくアンケートは無記名かなと思われるのですけれども、せつかく、多額の
工費と時間をかけて整備をしたのに、満足・不満足どちらともいえないと、前向きな評価
を得られながら少し残念に思って、それは、ほかを見てもですね、多いものは15、6、
7%ぐらいのものもあったので、その辺もし、大体こういうのが原因かなというものを、
可能であれば、どういう理由か教えてください。

また、同じ7ページの今ご覧いただいた一番下より1つ上の右側ですね。「7. 農外効
果（欠点）」ですね。これも、今申し上げた満足度の、どちらともいえないとかいわゆる
欠点のところに入っているかもしれませんが、この欠点の下から3つ目ですね。「生き物
を育む機能が減退」というのがですね、見ていくと、終了事業の受益者のアンケートで、
この欠点の中で上位に、1番か2番だと思いました。ですので、これはどういうことか
ということの質問でございます。よろしくお願いします。

舛谷（農地整備課長）

最初の方の質問の満足度なのですが、確かに100%近くにいてもらえるとよいとは
思うのですけれど、先ほど申しましたとおり、担い手となって設立された法人の方が、ま
だやはり経営が100%、うまく軌道に乗っているといったような状況ではないところも
多くございますし、なかなか若手の構成員も採用されていないような法人もありますので、
そういう面においては、もう少し頑張ってくれよといった意味で、このような回答が出て
いるのではないかというふうに考えているところでございます。

あと、農外効果の方の欠点で、この生き物を育む環境というのは、今までは場整備をや
る前は、土水路だったような環境もございまして、いろいろな昔からの水生生物がいたり、
そういう環境が懐かしいなという声も聞こえますので、ほ場整備をやって、土水路が三面
張り水路化してしましまして、なかなか昔の景観がなくなったなという声も、やはり高齢
の皆様からはお聞きすることもございますので、そういったことの反映じゃないかと思っ
ているところでございます。

ただ、我々もほ場整備を実施する前には、環境の専門家ですとか、教育委員会ですとか、
地域の自治会の人にも、すべからく入っていただいて、環境情報協議会のようなものを立
ち上げて、この水路は残そうですとか、あるいは、そこにいる生物をちょっとほかに移そ
うとか、いろいろな提案をいただいた上で事業をやってございますので、完璧ではないと
は思うのですけれど、そういうものにも配慮しながら、それもきちっと土地改良法で位置

付けられたこととございますので、一生懸命やっではいるのですけれども、やはり、どうしてもそういう感覚を持たれる方はいらっしゃるのかなということで、その結果がこういうところに出てきているのではないかというふうに考えます。

相原委員

よくわかりました。ありがとうございます。

徳重委員長

ありがとうございます。今の2つ目の方は全体に関係すると思いますが、人の手が入ると、一回もう生態系が壊れてしまうので、問題はそこからどのくらい回復していくのかだと思います。

ほか、いかがでしょうか。

永吉委員

「農一終一〇七」の6ページなのですが、調査概要のところに、このアンケートの回答率が書かれてあります。非漁家は88%の回答率に対して、漁家が54%と、回答率が非常に低いように思われるのですが、回収率が低い理由について教えていただけないでしょうか。

工藤（水産漁港課長）

これは、漁業者の方に関しましては、7割程度の方にアンケートを行っておりまして、そうすると、やはり歩留りの的に下がってしまったものと考えております。

一方、非漁家の方は、1割程度の方ということで、これは、どちらも無作為というよりも、漁協ですとか自治会の方と相談してアンケート調査を実施しておりますので、ちょっとそういった違いが出てしまったのかなというふうに考えております。

永吉委員

回収方法は郵送というやり方ですか。

工藤（水産漁港課長）

実際に行って回収しているということでございます。漁協の方にお願ひしまして回収しています。

永吉委員

わかりました。

あとですね、調査結果、下の方にありますけれども、3つの項目で今回の事業の効果を把握することはできると思うのですが、1ページの方を見ますと、社会経済情勢の変化のと

ころに、漁業従事者の高齢化と後継者不足の対策が急務と書かれていますので、もう一項目増やして、漁業経営の継承みたいなことに絡めた、アンケートをやってもよかったような気もするのですけれども、その点はいかがでしょう。

工藤（水産漁港課長）

おっしゃるとおり、この後継者の問題というのは、漁業でも非常に重要な問題ということで、そうですね、これ以降、そういったご意見も参考にして、アンケートの内容を検討させていただきたいと思います。

永吉委員

ありがとうございました。

徳重委員長

ほか、いかがでしょう。

荻野委員

事業費の増額について伺います。

ご説明いただいた、「農－継－０４」だったと思うのですが、この事業を見ますと、計画時が４８億円で、評価時が６４億円ということで、ふたを開けてみたら、３割ぐらい増えたという話だと思うのですが、他にも「農－継－０１」から見ていくと、こういう３割増しぐらいのケースが結構あるというふうに見ていたのですが、この点というのは、何か理由があるのでしょうか。例えば、計画時は数字を少し小さめにしておいた方が、新規事業として採択されやすいとか。

舩谷（農地整備課長）

特にそういった意図はないのですけれど、今回挙がっている地区の中で最も多いのが、基盤の切り土、盛り土をしたら、その土質に極端に石礫が混ざっていたので、石礫があることによって、使える機械の種類が、先ほど水はけを良くするために、水田の下に暗渠排水という管を入れていると申し上げましたが、普通の土ですと効率よく掘っていけるようなトレンチャーという機械があるのですけれど、石がある程度混ざりますと、バックホウという機械でないと掘れないということになり、そうすると、単価が２倍ぐらい変わりますので、そういう、切り土、盛り土をして初めてわかるような要因が多いという、それが、今回のことで一番多い要因になっております。他には、区画整理面積の増というのは、その地区に隣接している地域で、ほ場整備の様子を見ていたら、どうか自分の方も入れてもらいたいという要望が出てきて、そういう意味では、面積そのものが増になっているとい

うようなケースもございます。いずれ、最初は精度の高い計画を策定しているというふう
に考えています。

荻野委員

計画では事業費を低くしておいた方が、評判がよいのかなと思って聞きましたが、だとしたら、それはよいと思ってしまして、県が進めていますこの農業の集積化と法人化というのも、すごく効果があるのだろうなと私も普段生活していて、道の駅とかで野菜を買うと思うのですが、やっぱり担い手不足などは重要な問題ですので、基本的には、これは、進めていかなければならない政策だと思ってしまして、なので、そういう意味で、計画時に工夫したのかなと思ったのですが、もし、そうじゃなくて、純粹に事業をやってみたら予算がかさんでしまったというのであれば、これ、見てみますと理由等が、地盤に絡んでのことが多いのですね。例えば「農－継－02」も、掘ってみたら礫が出てきたとか、そういう話ですよ。事前に地盤調査をされていると思うので、地盤の調査をもっと綿密にやれば、もう少しこれ、ふたを開けてみたら3割増しみたいなことは防げるのかなと思ひまして、純粹に予算がかかってしまったという問題であれば、そういうこと、事前の調査をもう少し綿密にやるということも考えられるとよいかなと思ひました。

舩谷（農地整備課長）

わかりました。そのとおりでございます。地耐力だったり、その土質なんかを計ったりはしているのですが、やはりどうしても切り盛りしたら出てきたというケースもありますので、それをやっぱり計画時点の精度をもう少し高めていって、あまり極端な増にならないようにしていかなければならないなというふうには考えておりますので、計画時点の調査は、もっと充実していきたいと思ひます。

荻野委員

多分、割と浅いところの、深度的には浅いところが問題になると思うのですが、地盤調査でボーリングなどもされているのですよね。

舩谷（農地整備課長）

コーンペネトロメーターでの地耐力調査を行っていますが、農地のボーリング調査までは実施していません。

荻野委員

あつ、コンペネでやっているのですか。

舩谷（農地整備課長）

はい。構造物の設置などがあると、ボーリングをやる時があるのですが、計画時点では、ボーリングまではやらないです。

荻野委員

やらないのですね。わかりました。ボーリングなどをやれば、石礫や軟弱地盤がわかりますので、ずっとやっているのかなと思ったのですが、了解いたしました。

徳重委員長

ほ場整備事業については、水田整備率が約70%とおっしゃっていましたが、今後の新規事業で、新たな計画の精度を高める工夫を是非お考えいただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。関口委員、いかがですか。よろしいですか。

はい、それでは、意見が出揃ったようですので、ここで一度休憩し、休憩後、建設部所管の9件について審議を行いたいと思います。

再開は、5分後ですので10時45分、再開したいと思います。よろしくお願いします。

(休 憩)

徳重委員長

それでは、再開したいと思います。まず最初に、先ほど小山委員からご質問があった件について、農地整備課から説明をお願いします。

舩谷（農地整備課長）

遅くなりまして、申し訳ないです。

「農業労働環境改善効果」というのは、ほ場整備をやることによって、当然、営農の機械化などが進んで、労働の環境がもう劇的に改善したとか、ほ場整備前に比べて、整備したことによって相当精神的に労働が楽になったというのを数値で見るという効果でございまして、ただこれは、他の効果と違って、1反当たりが幾ら等と機械的に出るのではなくて、受益者の皆さんに詳細なアンケート調査、CVM調査というちょっと特殊な調査をお願いし、それをもとにお金を弾き出すことにしております。これは、ほ場整備をやる、労働環境というのは、どこの地区もアップするのですが、この地区では、法人が園芸メガ団地でえだまめの収集、選別から、あと自動的に荷造りまでやるような施設を作りまして、ほ場から収穫したら、軽トラでその施設に乗り付けると、あとは流れ作業で出荷ま

でいくような、しっかりした施設を作っておりまして、もうはつきりと労働環境が整備する前と比べて格段にアップしたよという地区でございますので、この地区は、あえてC V M調査までやって、この効果を記載したということでございます。

徳重委員長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それではですね、続いて、建設部所管の9件について審議を行います。

都市計画課、道路課、河川砂防課の順に、各課の継続箇所1箇所ずつで説明をお願いします。

栗田（都市計画課長）

都市計画課長の栗田です。

私からは、都市計画課所管事業の継続評価についてご説明いたします。

青のインデックス、建設部から始まるA3版資料の、3枚中の2枚目、計画概要一覧の最上段にあります都市計画道路停車場栄町線、由利本荘市裏尾崎町工区の道路拡幅工事です。

初めに、インデックス、「建－継－01」の6ページの位置図をご覧ください。

当路線は、由利本荘市の市街地中心部における東西軸となる重要な道路であり、都市計画上、幹線街路として位置付けられる路線であります。

今回の事業区間は、JR羽後本荘駅の西側において、平面図の赤い太線で示しております延長389メートルで計画しており、現在の道路状況としては、下の標準横断図並びに写真のとおり、道路幅が7メートル程度で、歩道也没有。そのため道路の全体幅を18メートルに拡幅整備し、車道を9メートル、両側には自転車も通行可能な4.5メートルの自転車・歩行者道を設置する計画としております。

また、今回の事業区間の前後は、土地区画整理事業等により、既に道路が整備されております。本事業箇所を整備することで一連の区間が整備済みとなり、市街地中心部における円滑な自動車交通と安全な歩行者空間が確保されるほか、街路整備にあわせて電線共同溝の整備による無電柱化も進めることとしております。これにより、災害時における避難や救助を始め、物資供給等の車両も通行可能とする緊急輸送道路としての機能も確保されます。

資料前後行き来いたしますが、資料の1ページにお戻り願います。

このたびの継続評価においては、ページ中ほどの「1. 事業の概要」の一番最初の欄にあります事業期間を変更することとしてます。その主な理由としては、事業区域が当初想定されていなかった埋蔵文化財の包蔵地であることが判明しまして、その調査が必要となったため、事業期間を4年延伸し、令和5年度の完了予定とするとともに、これに係る費用として事業費を増額しております。

また、平成29年度に実施した前回の評価時点から計画内容については変わっておりませんが、今年度、国の補助率が若干変更されたことに伴い、財源内訳に増減が生じてございます。

事業の進捗状況については、令和元年度末で70%、今年度で西側工区の歩道の一部が完成する見込みで、事業熟度は高まってきております。

続きまして、2ページの所管課の自己評価としては、駅に直結する重要道路であります。現道幅員の狭さから車両同士の接触事故も多く、整備の必要性は高いものと判断されます。また、通学路でもあることから、歩行者の安全を確保するため、早急に整備する必要があります。費用便益比については1.05となっております。必要性、緊急性など各観点の評価から、合計で87点、ランクIの判定となり、総合的な評価として事業継続は妥当と考えております。

以上が停車場栄町線の説明となります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
浅井（道路課長）

道路課の浅井です。よろしくお願いします。

説明の前に資料の訂正がありますので、1箇所訂正をお願いします。

インデックスの「建－継－03」です。2ページ目、中段の表の緊急性の項目で、国立公園ステップアッププログラムの計画期間として「平成32年から令和2年」との記載となっておりますが、「平成28年から」の間違いです。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

それでは、道路課所管の継続箇所5箇所のうち、事業費の増額が最も大きい国道398号、稲庭工区について説明いたします。

インデックスは「建－継－05」になります。

5ページにカラーの位置図がございますが、湯沢ICから右側に伸びている紫色の道路が国道398号でありまして、図中の右下、旧稲川町の南側になります。

国道398号は、湯沢インターチェンジからうどんの里として非常に集客力の高い稲庭

地区、それから小安温泉等を経由し、栗駒国定公園に行くための最短ルートでありまして、観光路線としての機能も非常に高い道路であります。

また、旧稲川町を縦断しており、地域の住民にとっては、生活道路としても非常に重要な道路となっております。

現況ですが、左下の写真のように、車道幅員が5メートル程度と狭く、しかも、クランクになっている箇所もあり、非常に走りづらい道路であります。5メートルといいますと、大型車同士のすれ違いは非常に困難な幅員になります。また、区間内は稲庭地区の通学路に指定されておりますが、歩道も無い状況です。真ん中の写真のように、冬になりますと、積雪で更に幅員が狭くなり、危険度が増している状況です。事故も非常に多く、新規事業評価当時のデータで、8年間で12件、年間1件以上の事故が起きています。こうした状況から、現道西側に4.5キロのバイパスを計画し、平成23年から改築事業を進めています。

前回評価からの変更点としては、事業期間を5年延伸し、令和2年完成から令和7年完成に変更しております。大きな要因としましては、事業区間に地図混乱地域があり、用地取得に想定外の時間を要したためであります。

また、総事業費について、23.3億円から37.5億円と、14億円ほど増えております。これは、皆瀬川を横断する橋梁がありますが、河川管理者との協議を進めていく中で、橋梁の架設地点の堤防計画が見直しになり、橋長が100メートルから約140メートルへと、40メートルほど延びています。また、その堤防の法線と高さが変わったことによりまして、盛土量も大幅に増えています。当初、他工区の発生土や管内の流用土を使う計画でしたが、その土量不足分に関して新規の購入土を充てるということで事業費が増えております。

事業の進捗状況ですが、本年8月5日に工区南側の約1.4キロメートルについて部分供用しております。5ページ目の位置図の赤く実線で塗っている部分になります。

残りの区間に関しまして、8月31日に用地説明会を開催し、地権者の方々から概ね了解を得ており、来年度には用地取得がほぼ完了する見込みとなっております。

所管課の自己評価ですが、必要性、緊急性、有効性については新規事業化した時点と変わらず、高い評価となっております。また、費用対効果や事業の進捗状況などを踏まえた効率性、熟度の評価も合わせて、合計点86点のランク「I」、事業の継続は妥当と評価しております。

今後もコスト縮減に努めながら事業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

田森（河川砂防課長）

河川砂防課長の田森です。よろしくお願いいたします。

最初に資料の方の訂正をお願いいたします。

「建－継－０８」の４ページをお開きください。この中で①費用というところがありますけれども、その中で単純合計の事業費ですけれども、今「９１０」となっております。これが「９００」に訂正をお願いします。あわせて、その２つ右側の合計の欄が「９６０」になっていますけれども「９５０」に修正をお願いいたします。

私からは、河川砂防課所管の継続評価、建－継－０７から０９までの３件のうちですね、事業費の増額が最も大きいインデックスの建－継－０９、火山砂防事業の寺田川についてご説明いたします。

初めに、５ページをお開きください。

位置関係ですけれども、当箇所は湯沢市小野大沢田地区に位置しまして、上に航空写真を背景にした図面を載せておりますけれども、左上の湯沢横手道路の雄勝こまちインターチェンジの南側に位置しております。

当溪流では、右下の写真で示すように、平成２２年７月の豪雨により土石流が発生しているほか、流域内には不安定土砂が堆積しておりまして、今後の豪雨等により土石流発生の危険性が高い状況にあります。

先ほどの航空写真の図面の中で黄色で着色した範囲がありますけれども、この範囲が土石流が発生した場合に被害が想定されるところを示したものでありまして、この中には人家が１６戸のほか、要配慮者利用施設である特別養護老人ホーム平成園や市道が含まれております。

土石流が発生した場合には、生命、財産に大きな被害を与える恐れがあることから、土石災害を防ぐため、砂防堰堤や溪流保全工の整備を行っているところであります。

すいません、戻っていただきまして１ページをお開きください。

１の事業の概要について説明します。

事業期間は、平成２３年度から令和７年度となっておりまして、前回評価時には令和２年度までとなっておりましたので、期間は５年延びております。この主な理由としましては、地図混乱地域が存在しまして、土地の境界確定に時間を要したことや、用地交渉が難

航して用地取得まで時間を要しているということによります。

総事業費は16億4,200万で、前回評価時から7億6,200万の増額というふうになっております。増額の主な理由としましては、現地測量や地質調査結果に基づく詳細設計によって砂防堰堤の規模や構造が変更になって増額となったほか、補償対象の市道について調査設計を進めるうちに、ボックス等の構造物が必要になって増額になったというものでございます。

事業の進捗状況としましては、令和元年度末時点で事業費ベースで50.6%となっており、砂防堰堤1基と溪流保全工226メートルが完成しているという状況にあります。

なお、事業推進上の課題となっている用地交渉が難航している方につきましては、引き続き粘り強く交渉を進めるなど、解決を図っていきたいと考えております。

続いて、2ページをお願いします。

所管課としての自己評価になりますけれども、必要性から熟度までの5つの項目について、3ページの評価基準により評価しております。まず、必要性につきましては、人家16戸のほか、要配慮者利用施設や市道があるため、20点中17点と評価しております。緊急性につきましては、平成22年に土砂流出が発生しているほか、災害発生時の流出土砂量が多く、30点中27点と評価しております。有効性につきましては、砂防設備により多数の人家や要配慮者利用施設を保全することから、上位計画に資する事業であるとともに、土砂災害警戒区域に指定済みであることから満点の10点と評価しております。効率性につきましては、費用便益比が1.41であることや、コスト縮減に取り組んでいることから、20点中15点と評価しております。熟度につきましては、湯沢市からの要望書が提出されていることや、進捗率が50%を超えていることから、20点中18点と評価しています。以上から、合計点は87点で、判定はランク「1」となり、優先度がかなり高いことから、事業の継続は妥当と判断しておりまして、早期の完成に向けて事業を継続してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

徳重委員長

ありがとうございます。

ただいま建設部所管の9件のうち3件についてご説明をいただきました。

この説明箇所に限らず諮問箇所に対してご質問いただきたいと思います。欠席の込山委員から1つ質問があります。建設部の道路関係事業について、以前もコメントしたこと

があるのですが、バイパスなどの整備を進めた結果の旧道に関して、生活道路として利用しないものについては、廃止することも積極的に検討すべきではないかと思います。市町村の道路になるにしても、管理及び負担、特に除雪負担の増加につながってないでしょうか。環境面に配慮した県内の道路環境整備を進める上で、県として方針を出すべきではないかと思います。何かこうした観点から検討している事例があれば補足説明をお願いいたしますというような質問がありますが、いかがでしょうか。

浅井（道路課長）

バイパス事業を行う際に、当然旧道ができますので、計画段階でその旧道の扱いについて市町村と協議しております。沿線に何も無い場合、もう道路としての利用価値がないような場合は廃道にしており、その場合は、最終的に道路用途から除外して売却できるものは売却します。このような場合以外は、市町村に移管されることになります。ご指摘のとおり、市町村の管理延長が増えることにはなりますが、地域住民にとっては県道でも市町村道でも変わりはなく、同じ道路ですので、サービス水準は保つようにしなければなりません。このため、県と市町村で連携して、効率的に管理できるような取組も行っております。例えば除雪では、県と市町村の間で、年間80キロメートルほどですが交換除雪を行っております。また、一体でネットワークを形成するような市町村道については、県で通常時のパトロールを行い、異常発生時には応急措置等も実施できるようにしております。このように、市町村とも話し合いを行いながら、効率的な維持管理ができるように取り組んでおります。

徳重委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方、いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。

小山委員

「建一継一〇四」の1ページ目の事業の進捗状況のところ、用地の進捗が3%となっていますが、進んでいない理由はありますか。また、今後の見通しは。

浅井（道路課長）

国道285号の五城目町富津内になりますが、5ページの図にあるようにバイパス事業になっています。先ほど説明した稲庭地区もそうですが、地図混乱地域が何箇所もありまして、解決のために、ほとんど用地取得が進まなかったということで、進捗率が3%に

なっています。ただ、現在は、その問題はほぼ解決し、これから用地取得を進めていく予定になっております。

徳重委員長

地図混乱地域というのは、どういう地域ですか。

浅井（道路課長）

簡単にいいますと、実際に土地を所有している人と登記簿に載っている名義人が違うというような場合ですが、法務局の公図が現地の位置や境界と異なる場合があります。今の公図というのは、ほとんどが明治時代に作られた図面が基になっており、その図面がそのまま修正されずに使われている地域が全国各地にあります。先ほどの稲庭地区の場合は、近くを流れている皆瀬川が氾濫し、元の耕作地が全部流されて土地の形状が変わった後に各々で耕作を始めたか、その後、土地を売買したりということで、土地の所有者と登記簿上の所有者、また、土地の形や境界などが違っている場合があります。それらについて、利害関係者全員の承諾を得た上で、境界や権利関係を確定させていくということで、非常に困難な作業になります。

徳重委員長

よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

「建－継－04」の4ページ目に、細かくて恐縮ですが、維持修繕費とありますが、ほかのところは全て維持管理費となっており、これは同じ意味でしょうか。また、これに関連して、この維持修繕費や維持管理費は、事業期間内に行う何らかの維持管理、維持修繕という意味と捉えていいでしょうか。

浅井（道路課長）

B／C算出に必要な費用になりますが、維持修繕も維持管理も同じ意味です。維持費用というのは、供用開始後から発生し、供用開始後約50年間の除雪費用や、その道路を補修する費用、要するに維持管理のための費用です。

徳重委員長

供用開始後、事業期間内、どちらの場合の費用ですか。

浅井（道路課長）

供用開始後50年間の費用です。

徳重委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

小山委員

今の01の6ページ目の写真とか、いろんなところの写真、道路が狭くて危険だよって
いうのがありますね。同じ場所で冬期がこう、それ以外がこうとか、そうだとすいません、
単純な私には比較は同じ場所でするもので、違う場所だとなかなか、えっと思ってしまい
ました。

栗田（都市計画課長）

写真の撮影位置が夏場と冬場で少し違ってしまい申し訳ございませんが、本整備区間は
一律、資料6ページ目の中段にある整備前の標準横断図にあるとおり、非常に狭い区間で
ございます。冬になると除雪した雪が道路脇の方に堆積されるということで、やはり冬場
になると、より狭くなるというのは、この389メートルの区間ではどこも同じような状
況ということで捉えていただければ幸いです。

徳重委員長

よろしいでしょうか。

ほか、委員の皆様方いかがですか。荻野委員お願いします。

荻野委員

ご説明いただいた「建－継－05」について少し教えていただきたいのですが、事業費
が増えた要因が主に河川の計画で、橋梁を作る時に河川管理者と協議して計画変更になっ
たということでしたが、この辺についてもう少し説明をお願いできればと思います。どの
辺がどうなって、これだけの事業費が増えたのかというところをお願いいたします。

浅井（道路課長）

皆瀬川に架ける橋ですが、一部、川幅が狭くなっている部分があります。この道路を計
画した際は、まだ河川計画的なものがなかったので、現況の河川幅で橋梁を計画したわけ
ですが、その後、新たに河川計画が示されたため、その河川計画にあわせて改めて橋梁の
位置や高さを計画したことから、橋長が長くなり、工事費増となっております。また、堤
防の高さも変わりましたので、その分、土量が大幅に増えたことも工事費増の要因の一つ
です。

荻野委員

わかりました。ありがとうございます。この皆瀬川の管理者は国ですか、県ですか。

浅井（道路課長）

県管理の河川です。

荻野委員

わかりました。ありがとうございます。

徳重委員長

ほかにいかがでしょうか。

この河川ですが、国管理と思っていましたが、県管理なのですね。

その辺は道路と河川で連携を図りながら進めるということが重要かと思います。

ほか、いかがでしょうか。特にご意見ないですか。よろしいですか。小山委員。

小山委員

「建一継一〇七」の新城川についてですけれども、秋田市内では結構、ちょっと降ればすぐ水害が起きる地域ですよ。ここは、ずっと長い間、河川改修やっているんですよ。これ、何年くらいというか、見通しなどはあるのでしょうか。ちょっと最近はその辺に行っていないですけど、多分あのあたりの低い所で水害が起きる。でも、水害にやられても、まだそこに住みたいという人たちもいますよね。二〇年に一回あっても、まだ住みたいと言っている、もう本当にその辺は難しいと思うんですけれども、この川、なんとかならないでしょうかね。すいません。

田森（河川砂防課長）

新城川ですけれども、今、全体計画としましては四・七キロ区間の計画をもってまして、その下流側につきましては本件の五ページの方にですね、そこら辺の状況、平面図を載せております。この赤で旗揚げしている通水区間二・三キロについては、下流の方ですね、改修が終わって通水しているということで、下流の方が通水したことで一定程度の効果は発現されていると認識しております。

また、その上流の未整備区間はまだ同様に二・三キロほど上流の方、残っているわけなんですけれども、そちらの方につきましては、今現在、精力的に用地買収等を進めながら早期の事業完成に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。見通しとしましては、今回の評価上は、事業期間としては令和二〇年度を目標に進めているところでございますけれども、いろんな事業を活用しながら、できるだけ事業の進捗に努めていきたいと考え

ております。

今、委員おっしゃったとおり、新城川については、雨が降る度に結構水位が上がりやすい河川であって、今年も何回か地元の住民の方は水の状況を見ながら避難している状況にあります。この5ページの中ほどにもありますけれども、度重なって洪水が発生している状況にありますので、県としましては、このような浸水被害を早急に防止できるように事業を推進していきたいと考えております。

徳重委員長

よろしいでしょうか。

ほか、ございませんか。

1点だけ確認ですが、先ほどご説明いただいた「建一継一〇五」の国道398号について、5ページ目の地図を見ると、バイパスの今後の計画として、将来、北の方に延びていくような計画なのでしょうか。

浅井（道路課長）

稲庭バイパスの将来計画としては、現在事業を行っている区間が図中の赤線の部分になりますが、そのまま北上し、現国道が皆瀬川を渡河する久保橋の手前までの計画であり、その区間は河川沿いの堤防道路を利用しながら拡幅する計画となっております。全体計画として、現在事業中の4.5キロメートルに加え、北側に5.5キロメートルほどの計画ですので全体で10キロメートルくらいになるのですが、あまりにも長いので、早期に整備効果を発現させるため、1期、2期と工区を分けて、先行して南側の約5キロメートルについて集中的に整備を進めているところです。

徳重委員長

5ページ目の下の写真にもありますが、今事業中の区間より北側でも、現道で少し狭隘な部分が結構あるので、粛々と整備が進むといいなと思います。ありがとうございます。

ほか、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、概ね、意見が出揃ったと思いますので、ここで委員会として意見を集約したいと思います。

本日出ました各委員の意見を今後の業務を行う上での参考としていただくものとしまして、県の評価を妥当と認め、県の対応方針を「可」と決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

徳重委員長

ありがとうございます。それでは、県対応方針を「可」とするものと決定します。

次に、事務局の方から報告・提案事項として発言を求められておりますので、よろしくお願いします。

近藤（建設政策課政策監）

建設政策課の近藤と申します。よろしくお願いします。

私からは、9月にありました第1回の委員会で徳重委員長から意見をいただきました評価対象事業費の1億円以上についての検討結果をご説明いたします。

資料は、本日お渡ししたA3版の1枚になります。

初めに、現在の事業評価制度について説明いたします。下に図がございますけれども、青枠については1億円未満ということで、地域の安心・安全に係る小規模な事業について、迅速に実施していこうということで事業評価を実施しております。これは今回のような箇所別ではなく、事業ごとに毎年評価を実施しております。各事業について整備目標、あとは必要性、有効性、効率性といったものを評価し、政策評価委員会において審議されるというものです。

また、赤枠につきましては、本日の委員会で議論をしていただく枠として1億円以上ということで、平成14年度から進めております。

前回、徳重委員長から意見のありました工事費の状況については、右側にグラフ化してございます。工事費の変動状況につきましては、現在実施している一般的な道路改良工事を選定しまして、平成23年度と令和2年度の工事費を比較したものです。右側の棒グラフが工事費の構成内容になります。労務費は、現場の労働者の賃金であります。材料費は、建設資材、コンクリートブロック等の資材です。市場単価とは、一般的に専門会社に外注している経費でございます。機械経費は、バックホー、ブルドーザの損料などに該当するものです。それらが直接工事費といわれる赤枠になりまして、それをもとに諸経費、いわゆる現場での仮設など、安全対策のために使用するもの、従業員の福利厚生費、保険料、本社の従業員の給料、といったものがこの諸経費に該当するものでございます。

結果としては、工事費が9年間で1.5倍に上昇しているということで、主な要因としては労務費が1.5倍に上昇しています。これは鉄筋、型枠といった職人の労務費がかなり高い状況になっているということと、現場管理費等の諸経費が1.6倍に上昇しており

ます。これ方は、実際の安全対策経費などが、かかり増しになっているということで改正され、率が上昇しているということ、加えて、建設業における週休2日制を進めている中で、工期が延長されるということもございます。そういったリース代のかかり増しを踏まえて1.6倍に上昇されているというところです。消費税につきましても5%から10%に上昇しているということです。

今後も労務費等が上昇傾向にございます。そういった関係で工事費の増加が見込まれるというところでございます。

そのような状況を踏まえまして、現制度の見直しとして、行政の効率化の観点から検討してまいりました。いわゆる小規模工事は、地域の部分的な改良工事が多いですが、そういう箇所についても1億を超えるケースがこの後、出てくる傾向にあるということで、そういった箇所については、いわゆる地域のための事業の迅速性、すぐに着手するというところが非常に重要でございます。そういったところについても事業費が1億を超えると、現状では着手に時間がかかってしまうというところが一点ございます。

また、概算事業費が1億円を超えると、費用便益比B/Cの検証が必ず必要になってきます。そういったコストもかかってくるということです。一番下に過去10年間の事業別の件数を記載しております。150件を新規選定でお諮りいたしました。この事業規模のグラフ化をしたものでございます。

1億円から2億円の間というのが6件ございました。今回、青線の1億円のラインから赤線の2億円のラインに引き上げるということです。パーセンテージ的には150件のうち6件で4%ぐらいになりますけれども、この1億円未満の各事業ごとに実施している箇所が200件ぐらいございます。そういった箇所についても今後事業費が1億円を超えていくというところが見込まれますので、この部分について効率化を図っていきたいということでございます。この結果をもとに来年度から進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

徳重委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの考察と対応案について、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問等ございましたら。どうぞ。

相原委員

私としては、これでよろしいかと思えます。計数だけ見ると3億円超からやってもいい

のではないかと思うんですけれども、いきなり3倍増だとちょっと理屈付けも大変かなというのがあります。

そこで、将来的なことなんですが、考え方の一つとして、全体の定数の何%について公共事業の評価を行うという考え方もありますので、データなどを見ながら、そういった考えも取り入れることを検討していくのも一つの方法かなと思いました。私からは以上です。

近藤（建設政策課政策監）

ありがとうございます。そういった視点についても、いろいろ検討いたしました。いきなり全体の例えば20%がいいのかというのも、非常に決めづらい点もございます。、まずは今回工事費の上昇分といったところを想定して、今までの2倍でお願いしたいなと思っております。

徳重委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。

ちなみにご欠席の込山委員からですが、込山委員も工事費用のコストアップを踏まえて対象2億円以上にするということについては概ね異論はありませんと。

一方、金額が小さくても何らかの影響が高い事業については、評価対象とすべきものがあるかもしれません。今後の課題としていただければと思います、とのこと。

近藤（建設政策課政策監）

2億円にした時のデメリットというか、何か不都合はございませんかという話だと思いますけれども、今後国の補助金をいただく際に、こういった外部委員会の意見を聞くという条件も出てくる可能性もあります。今回、2億円に引き上げる形になった場合であっても、2億円未満についても、国の補助事業についてはこれまでどおり審議いただくという形でお願いすることもあると思います。

徳重委員長

ありがとうございます。ピシッと金額で切るというわけじゃなくて、ものによっては議論の対象としましょうということだと思います。

他にいかがですか。先ほどちょっと議論になった計画の時から実施の時でちょっと上がっちゃいますよねっていう話もあるかと思います。今、事務局の方からお話いただいたように、平成23年から令和2年ですね、特に労務費と諸経費、1.5ぐらいになっているということがあって、このようなことも現在継続している事業に対しても非常に影響を

及ぼしている可能性があるかと思いますので、新規事業だけではなく、継続事業に関しても、今後このようなコストアップの影響があるのではと思っています。

いかがでしょう。皆様の方から特に反対とかご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見が出揃ったと判断しまして、委員会として委見を集約したいと思います。

事務局提案の新規箇所の対象規模を1億円から2億円に引き上げる件について、了承することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

徳重委員長

異議なしということで、それでは新規箇所評価の対象規模の変更案について「可」とするものと決定します。

委員の皆様、ありがとうございます。

その他に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、以上で本日の審議を終わります。進行を事務局へお返しします。

司会

徳重委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行、大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、多くの箇所の審議となりましたが、ご協力いただき感謝申し上げます。

最後に、事務局からの連絡事項でございますが、本日審議した議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたってのご審議、大変ありがとうございました。